

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	訪問看護ステーション実習研修業務の委託について（変更）
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

※太ゴシック（下線）は、平成 29 年度第 2 回本審議会了承事項からの変更内容

事業名	訪問看護ステーション実習研修
担当課	健康づくり課
目 的	在宅療養に関わる人材の育成
対象者	区内病院の医師、看護師、 <u>リハビリ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、医療ソーシャルワーカー</u>
事業内容	区では、病院職員の在宅療養に対する理解を促進すること、病院と地域の関係機関との連携を強化することを目的として、区内病院に勤務する看護師を対象に、区内訪問看護ステーションでの実習研修を実施している（平成 21 年第 1 回本審議会了承事項）。 また、平成 29 年 7 月からは対象者を病院勤務の医師に拡大して実施している（平成 29 年度第 2 回本審議会了承事項）。 <u>この度、令和元年 7 月からは更なる在宅療養に対する理解促進と病院と地域との連携強化を図るため、対象者を医師、看護師の他、病院勤務のリハビリ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、医療ソーシャルワーカーにも拡大して実施する。</u> ・実習研修の日数 医師 1 日間 看護師 3 日間 <u>リハビリ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士） 1 日間</u> <u>医療ソーシャルワーカー 1 日間</u> ・会場 区内訪問看護ステーション 約 <u>40</u>ヶ所 ・<u>令和元年度定員</u> 医師 <u>3</u> 名 看護師 30 名 <u>リハビリ職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、医療ソーシャルワーカー 合計 2 名</u>

件名 訪問看護ステーション実習研修業務の委託について(変更)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	在宅療養支援事業
委託先	区内訪問看護ステーション
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【委託先が受け入れる研修受講者に係る情報項目】 氏名、勤務先、勤務先電話番号、担当業務
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	日頃から在宅支援事業に従事し、ノウハウを蓄積している区内訪問看護ステーションに、本業務を委託することにより、効率的、効果的に事業展開していく。
委託の内容	オリエンテーション及び訪問看護師に同行しての訪問看護業務の見学(医師・ <u>リハビリ職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)</u> ・ <u>医療ソーシャルワーカー</u>)は1日間、看護師は3日間 ※…医師及び看護師を対象としたものについては、本審議会了承事項
委託の開始時期及び期限	令和元年7月1日から同年12月27日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 収集し、提供された個人情報は各々ファイリングし、キャビネットに入れて鍵をかけて保管する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 収集し、提供された個人情報は各々ファイリングさせ、キャビネットに入れて鍵をかけて保管させる。 3 委託業務の履行にあたり不要となった個人情報は、速やかに区に返還させる。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。